

平成24年

上尾市教育委員会3月定例会
議案資料

目 次

議案第 8 号 資料 (上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表 -----	1
議案第 9 号 資料 (上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇上尾市社会教育指導員設置規則 新旧対照表 -----	2
議案第 16 号 資料 (上尾市立小・中学校の通学区域の指定について)	
◇上尾都市計画第一種市街地再開発事業(上尾中山道東側地区)について -----	3
議案第 17 号 ~ 第 21 号 資料 (上尾市指定文化財の指定について)	
◇馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔 -----	5
◇十連寺徳本行者六字名号供養塔 -----	6
◇相頓寺徳本行者六字名号供養塔 -----	7
◇畔吉諏訪神社大山石灯籠 -----	8
◇領家大山石灯籠 -----	9

◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
<p>(栄養主査等)</p> <p>第14条の4 学校に、栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 栄養主査は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で困難なものをつかさどる。</p> <p>3 栄養主任及び主任専門員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で相当困難なものをつかさどる。</p> <p>4 栄養技師及び専門員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>5 第1項に規定する職員の職は、学校栄養職員をもって充てる。</p>	<p>(栄養主査等)</p> <p>第14条の4 学校に、栄養主査、栄養主任及び栄養技師を置くことができる。</p> <p>2 栄養主査は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で困難なものをつかさどる。</p> <p>3 栄養主任は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で相当困難なものをつかさどる。</p> <p>4 栄養技師は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>5 第1項に規定する職員の職は、学校栄養職員をもって充てる。</p>
<p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の5 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務に従事する。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>	<p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の5 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任及び事務主事を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務に従事する。</p> <p>4 事務主任は、上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。</p> <p>5 事務主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>
<p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第14条の6 学校に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。</p>	

◇上尾市社会教育指導員設置規則 新旧対照表

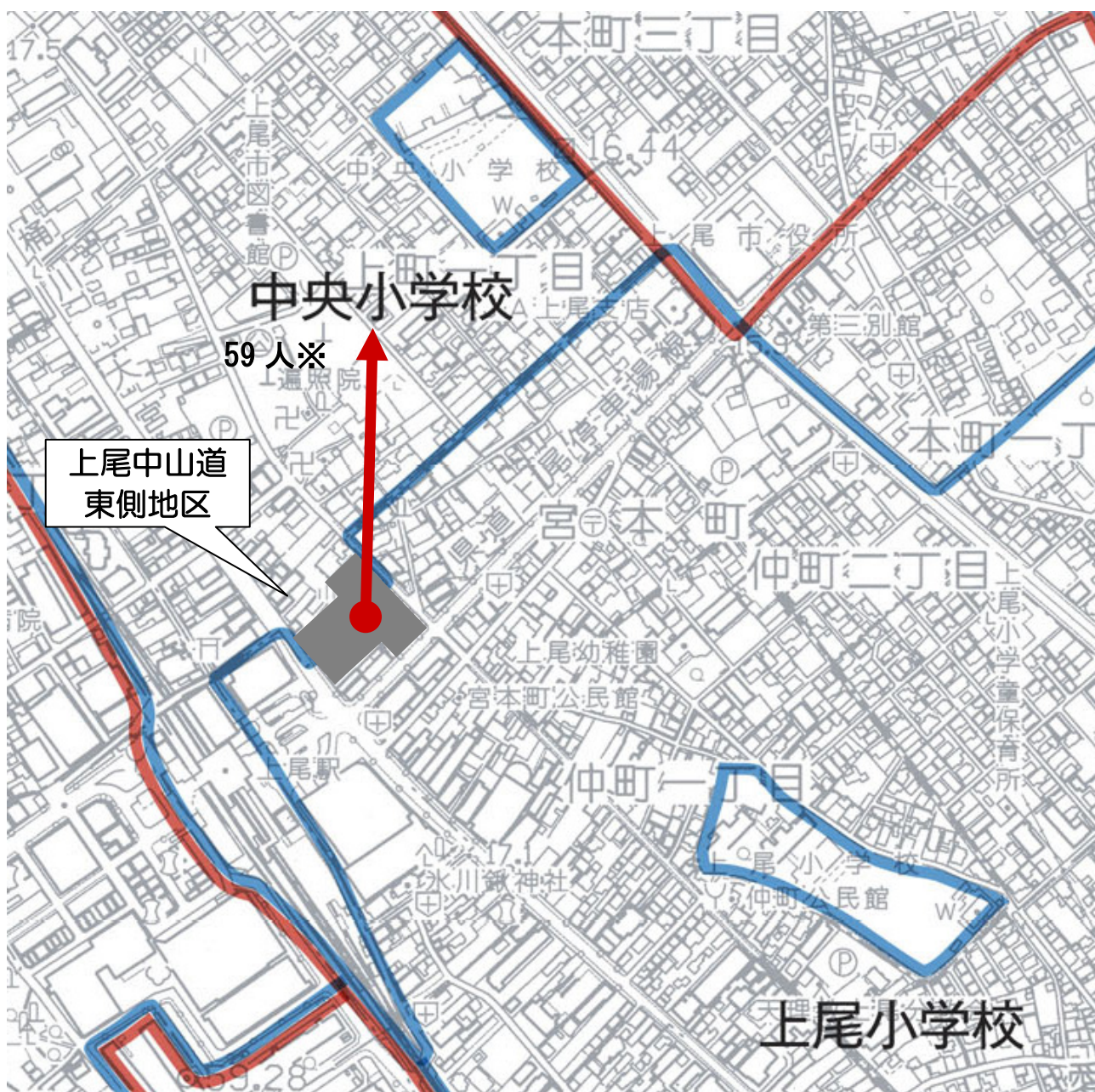
改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
(定数) 第3条 指導員の定数は、 <u>18人</u> 以内とする。	(定数) 第3条 指導員の定数は、 <u>16人</u> 以内とする。

◇上尾都市計画第一種市街地再開発事業（上尾中山道東側地区）について

（現状と課題）

当該事業は、「上尾中山道東側地区」として、施設建築の計画がされている。当該建築物は、住宅規模297戸で、平成25年3月に完成予定とされ、入居開始は、早くても平成25年4月の見込みである。平成23年11月には、当該地区の「事務区」は、単独で設置される方針とされた。

当該地区は、上町（中央小学区）と宮本町（上尾小学区）にまたがっており、小・中学校の通学区を指定する必要がある。



※近隣のマンションを参考に想定

【通学区の指定（案）】

- ・ 小学校 : 中央小学校
- ・ 中学校 : 上尾中学校

○上尾市立小・中学校通学区に関する規則（現行）

上尾小	宮本町、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、本町一丁目のうち3番から8番まで、本町二丁目のうち5番から10番及び15番
中央小	原新町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、 <u>上町一丁目</u> 、上町二丁目、本町一丁目のうち1番、2番、9番、10番、本町二丁目のうち1番から4番及び11番、12番、本町三丁目、本町四丁目(10番、11番を除く。)、柏座一丁目のうち1番から4番まで、上1805番地
上尾中	上尾小学校の学区、中央小学校の学区(上町一丁目、上町二丁目、柏座一丁目1番から4番まで、本町一丁目1番、2番、9番、10番、本町二丁目1番から4番まで及び11番、12番)、鴨川小学校の学区(西宮下三丁目)、東町小学校の学区

【理由】

- ・ 児童の通学における安全確保
- ・ 学校の収容状況

【予定】

- ・ 住居表示決定後、議案「上尾市立小・中学校通学区に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を提出し、規則改正を行う。
- ・ 平成25年4月1日入居開始予定（入学・転入学通知書等の発行等）

※通学区の指定を上尾小または中央小にした場合の比較（想定）【特別支援学級含む】

		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
上尾小	児童数	709	669	728	697	682	688	694
	教室数	25	23	25	25	25	25	26
	最大教室数	25	25	25	25	25	25	25
中央小	児童数	648	623	654	660	675	661	664
	教室数	21	20	21	21	22	21	21
	最大教室数	22	22	25	25	25	25	25



改築工事及び大規模改修による利用可能な教室数

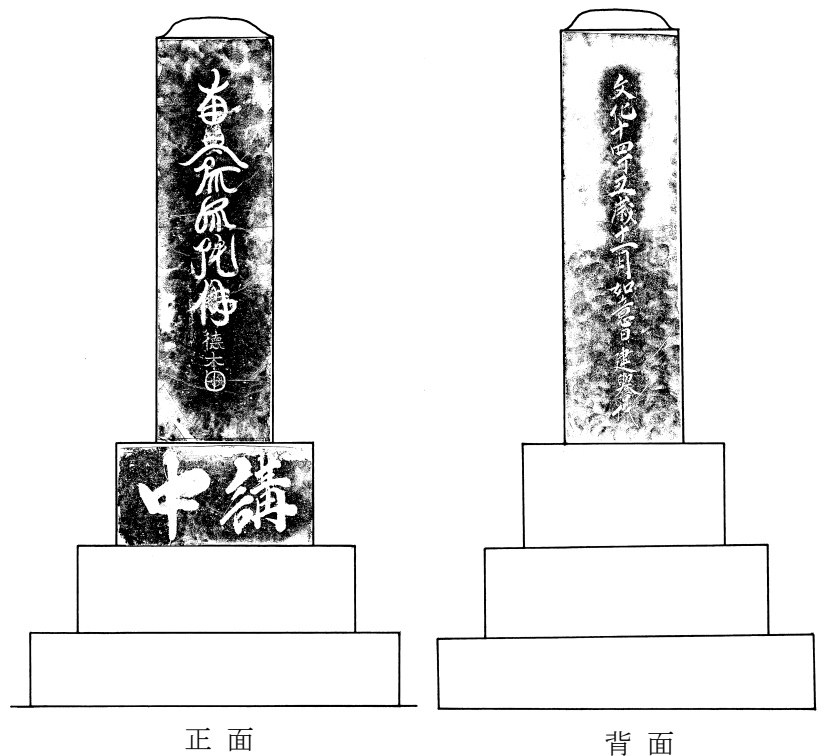
◇馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔（所在地／上尾市大字平方 2088 番地）

徳本は紀州生まれの念仏行者で、郷里付近で木食戒を受けて、後に増上寺の支援を得て江戸に入った。その平易な念仏信仰は広く受け入れられて各地に講が結ばれ、その筆跡の六字名号を刻んだ供養塔が各地に造立されている。

当該供養塔の形状は、円頭角柱型で二重基壇を据えて基礎を置き、塔身を立てる。角柱の正面に独特の字体で「南無阿弥陀佛」と陰刻し、その下に「徳本（花押）」とあることから、馬蹄寺を中心に結んだ念仏講により造立されたものと思われる。紀年銘の文化十四年十一月は、「徳本行者全集」にみられる「文化十四年十一月十一日、平方の馬蹄寺におみて齋を致し」と符合する。

法量（センチ）

総高	212.5		
下層基壇高	25.0	幅 118.5	奥行 111.0
上層基壇高	32.0	幅 88.5	奥行 83.5
基礎高	32.0	幅 63.5	奥行 60.2
塔身高	136.5	幅 37.5	奥行 27.0



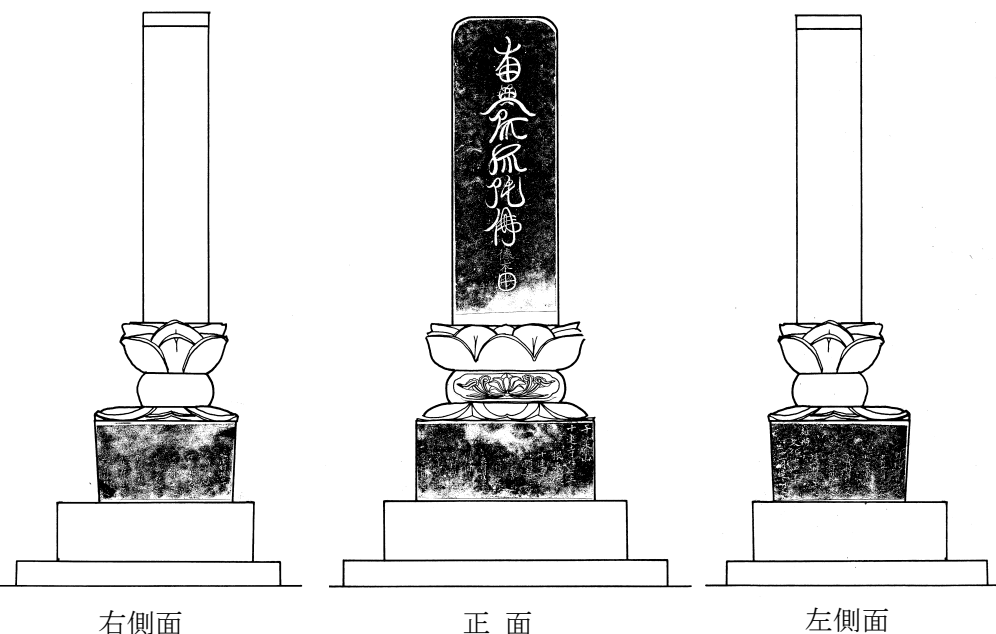
◇十連寺徳本行者六字名号供養塔（所在地／上尾市大字今泉156番地）

肩丸角柱形で基壇風の泥石を敷いて基壇を据え、上端に反花を現す基礎を置き、敷茄子を挟み請花座に塔身を立てる。六柱形の塔身正面に、徳本独特の六字名号を陰刻し、そのすぐ下に「徳本（花押）」とある。紀年銘の文化十四年（1817）は、「徳本行者全集」にみられる「文化十四年十一月十二日に名号開眼」に符合する。

施主は村単位の講中で、記された人数を加えてみると周辺地域20宿村570人に達する。徳本に帰依する者の非常に多かったことを知ることのできる貴重な資料である。

法量（センチ）

総高	200.0				
下層基壇高	13.0	幅	105.5	奥行	88.5
上層基壇高	20.5	幅	83.0	奥行	66.5
基礎高	31.5	幅	60.7	奥行	47.8
敷茄子高	11.0	幅	41.0	奥行	28.8
請花座高	17.5	幅	55.0	奥行	38.0
塔身高	106.5	幅	36.5	奥行	22.5

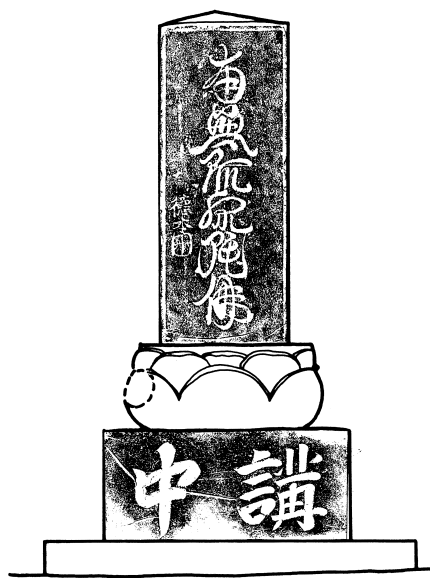


◇相頓寺徳本行者六字名号供養塔（所在地／上尾市五番町14番地2）

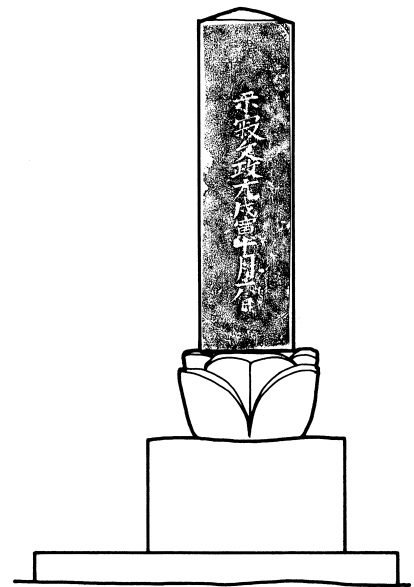
当該供養塔の形状は、頭部角錐形角柱で基壇様の泥板を敷き、反花座を備えた基壇を据えて基礎を置き、塔身を建てる。角柱の正面に徳本独特の書体で南無阿弥陀仏と六字名号を大書し、脇に徳本（花押）とある。台石正面に「講中」とあることから念仏講を結んでの造立である。右側面の紀年銘は、造立銘ではなく徳本行者の寂年を示したものである。

法量（センチ）

総高	109.0				
基壇高	9.0	幅	74.5	奥行	70.0
基礎高	22.0	幅	48.5	奥行	38.0
反花座高	17.0	幅	40.0	奥行	27.0
塔身高	66.0	幅	26.0	奥行	18.0



正面



右側面

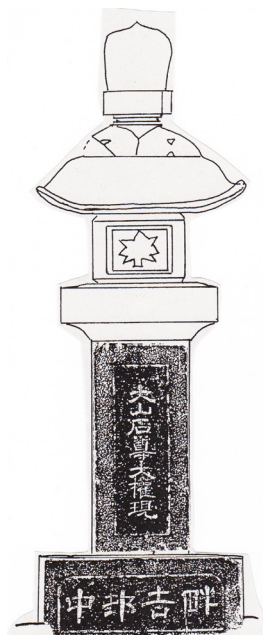
◇畔吉諏訪神社大山石灯籠（所在地／上尾市大字畔吉 835 番地）

相州大山信仰は、江戸時代から信仰が深まり多数の講を形成した。明治の神仏分離以降、阿夫利神社と大山寺に分かれたが、もともと一体のものとして信仰されてきた。

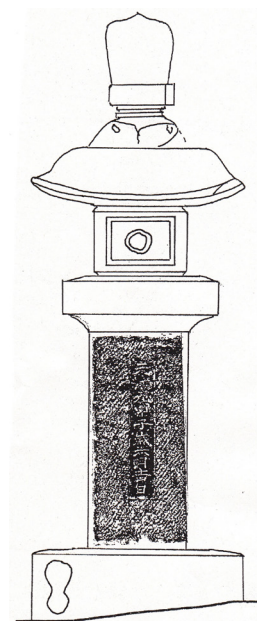
当該石灯籠の形状は、下から基礎・竿・中台・火袋・笠・露盤・請花・宝珠の八部で構成され、基礎の上に太めの竿部を立てる。火袋に特徴があり、正面に「天狗の団扇」、左右にそれぞれ「日」「月」の透かし彫りがある。竿部正面には「大山石尊大権現」と大書し、背面の元治元年（1864）の紀年銘から神仏習合時代の造立であることが判る。基礎正面に「畔吉邨中」とあることから、地縁的な集団により建てられたもので、石灯籠の制作に、上尾宿の石工が当たったことが、刻銘から知られることも貴重である。

法量（センチ）

総高	179.5				
基礎高	21.0	幅	59.0	奥行	57.5
竿高	63.0	幅	27.5	奥行	27.5
中台高	18.0	幅	45.0	奥行	46.5
火袋高	22.0	幅	26.0	奥行	26.0
笠高	18.0	幅	62.5	奥行	62.0
露盤高	9.0	幅	16.8	奥行	16.5
宝珠高	31.0	幅	35.0	奥行	24.5



正面



背面

◇領家大山石灯籠（所在地／上尾市大字領家189番地3 領家農村センター）

本来の石灯籠の構成材ではないが、泥板を敷いて大きな基壇を据えて造立しているため、安定性が感じられる。形状は、四角形を呈し、基礎・竿・中台・火袋・笠を重ねる。笠から上の構成材を欠失するが、笠上面に二段の薄い座が造りだされているので、露盤が重ねられていたものと推測される。火袋の奥に「三つ穴紋」が、左右にそれぞれ「日」「月」の透かし彫りがある。竿部正面に「阿夫利神社」と大書し、右側面の明治三十六年の紀年銘から、神仏分離以降の時代の造立であることが判る。個人による造立であることも特徴である。

法量（センチ）

総高	200.0				
基壇高	25.0	幅	93.0	奥行	92.7
基礎高	31.0	幅	55.2	奥行	54.7
竿高	71.5	幅	29.2	奥行	28.8
中台高	16.5	幅	46.8	奥行	45.5
火袋高	27.0	幅	29.0	奥行	29.0
笠高	33.0	幅	62.0	奥行	62.5

